

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○浜田委員長 次に、階猛君。

○階委員 民進党の階猛です。

きょうは法務大臣に質問させていただきます。まず、お配りしております資料の一枚目を皆さんになつてください。このペーパーは、先ほど来指摘がありますとおり、一昨日の夕方、法務省の秘書課長から報道陣に突如配られたものです。

この文書が作成された経緯は、昨日の大臣の記者会見での発言、これは資料の五ページから上、七、八行目に書かれておりますので、ごらんになつていただきたいのですが、自分としてこういうことを気にしているということを知っていたかどうかだけのものとして、私の指示でつくってもらったということ。そうであるならば、この文書の最初の二行にある、予算委員会におけるテロ等準備罪に関する質疑については、以下の点に配慮するべきであるという表現も含め、大臣の考えが

ありのままに書かれている文書だ、こういうことでよろしいですか。イエスカノーでお答えください。

○金田国務大臣 階委員にお答えをいたします。

ただいまの御指摘に對しましてイエスカノーかという前に一言だけ。

決して、この文章は、国会に對しましてその審議のあり方を示唆するものと受けとめられかねないものだということを受けとめまして、不適切なものとして直ちに撤回をさせていただいたものでありますし、改めておわびを申し上げたいと思います。

その上で、私は、私どもは呼称でテロ等準備罪と申しております、この法律について答弁をさせていただいてまいりました。何日もの間答弁をさせていただいておりました中で、私は、自分の答弁したものをしっかりと、ぶれたり、食い違ったりしないように、自分のためにしたためたものであります。

○階委員 誰のためにしたためたかどうかということはおいておくとして、いずれにしても、真意で書かれた、自分の意思で書かれたということには間違いはないということです。

この文書を素直に読めば、冒頭の配慮すべきという表現からも明らかなおお、法案提出まではテロ等準備罪について質問するのを控えてください、法案提出後も、テロ等準備罪について質問するのであれば、基本的なことも含めて役人が答弁できるような形で質問してください、こういうことを我々国会議員に求めているように読めるわけ

です。

資料二をごらんになつてください。二ページ目をごらんになつてください。

これは、我が方の国会対策委員会で反論文書を書いたものですが、この冒頭にあるとおり、行政府が立法府の議論のあり方に注文をつけるものがある、そして、こうした文書は前代未聞であり、言語道断であると述べているが、私も当然だと考えます。と申しますのも、憲法の議院内閣制のもとで行政府を監視するのが国会の役割です。監視される側の行政府が監視する側の立法府の質疑のあり方に注文をつけることは許されないからであります。

そのような内容の文書を法務省幹部が組織ぐるみで作成してメディアに配り、メディアの力を利用して国会での議論を政府の都合のいいようにコントロールしようということは、国会の行政府に対する監視機能を奪い、国会の存在意義を失わしめる危険があります。そして、その本質的意味においては、国会に對する事実上のテロ等準備行為とも言えるのではないのでしょうか。

文書を撤回、謝罪したからといって許されるような類いの話ではないと思います。大臣の見解を伺います。

○金田国務大臣 階委員の御指摘にお答えをいたします。

私といたしましては、先ほど申し上げた趣旨で、自分自身のために、自分の連日の委員会で申し上げたことをメモったものであります。

そして、私が法務省におりますので、法務の法

曹記者クラブの記者の皆さんが時々、きょうの質問のあの趣旨はどういうことだったのかとお聞きになる方がいらつしやいます。そういう中で、私とその都度説明をしますのでございますが、そのときに説明が違っていたり、あるいはそのバランスが崩れたりするというのは非常にまずいというふうに思ってしまったためいたのは間違いない、自分のためにしたためていたのは間違いないありません。

そして、その上で申し上げますが、その上で、私は、先ほども申し上げましたが、その上で、マスコミを通じて国会に対し審議テーマに注文をつけるといったような意図は全くありませんでしたし、私としては、そういう中で、記者の方にブリーフィングをするときの補助資料としてごらんいただければなどというふうに思ったんですけれども、その行為が誤解を招くことになるということをお承知した段階で直ちにそれを撤回させていただきます。そして、それ以上のことまでは全く考えておりませんでした。

**○階委員** テロ等準備行為と私申し上げましたけれども、その発言については何ら言及されません。これは、もう私の言ったことに対して反論するすべもないということですね。

そうであるとするれば、文書を撤回、謝罪したからといって許されるような問題ではないと思えますよ。テロ等準備行為、まさに今、国会で問題になつていないじゃないですか。一般市民に対して、テロ等準備行為で処罰すると言っているんじゃないんですか。大臣みずからテロ等準備行為をして、それで許されるというふうに考えますか。（発言

する者あり）

**○浜田委員長** 静粛に願います。

**○階委員** 今、激しいやじが飛んでおりますけれども、二つ申し上げたいと思います。

まず、私の後ろの石破先生も、以前、自民党の幹事長時代に、一般市民の国会周辺でのデモ活動を、テロ行為とその本質において余り変わらないということを書き添えておりました。ですから、私は自民党の先生方に批判される筋合いはないと思っております。

もう一点申し上げます。

今の発言が……（発言する者あり）

**○浜田委員長** 静粛に願います。

**○階委員** 今の発言がもし誤りであるというならばこの場ですぐにでも撤回しますよ、すぐにでも撤回します。ただし、テロ等準備行為という表現の、等というのは何を意味するのか、そして準備行為とは何を意味するのか、この場で明確にしてほしい。それが明らかになれば、私の発言が誤りかどうか判断できないはずじゃないですか。大臣に伺いますよ。

等とは何ですか。そして準備行為とは何ですか。大臣、答えられますか。

**○浜田委員長** 法務大臣、答弁願います。

**○金田国務大臣** テロ等準備行為、呼称でございます。このテロ等の等は、テロ集団のほかの、例えば暴力団とか、あるいは振り込め詐欺集団とか薬物犯罪集団とか、こういう犯罪集団の行為を指す、このように考えております。

そしてまた、準備行為でございますが……（発言する者あり）等は、ただいま申し上げたとおりです。そして、実行準備行為の準備行為ということでございますが、例えば凶器購入資金の調達とか、あるいは犯罪現場を下見するとか、そういった内容がこれに当たるといふふうに考えられます。

ただ、テロ等準備罪の具体的な内容につきましては、現在検討中でございますので、例えば、合意に加えてどのような行為が行われたときに処罰の対象となるかを十分に明確にする観点から、検討を現在続けておる状況でございます。

**○階委員** 結局、検討中ということなんです。テロ等準備行為の外延が何かというのは明らかにならない。明らかにならない以上、私の発言を批判される筋合いはないと思います。はっきりしていただければ、それは誤りだと言ってもらえばいいけれども、はっきりできないんだから、批判される筋合いはないということをお申し上げます。（発言する者あり）

**○浜田委員長** 静粛に願います。

**○階委員** ところで、現在議論になっている共謀罪ないしテロ等準備罪の処罰については、大臣も常々答弁しているとおりに、計画が発覚した場合に、直ちに検挙して未然に防止する必要があるというところであります。

被疑者が検挙された後でテロの計画を撤回した謝罪したからといって無罪にはならないのではないかと考えますが、この点、いかがですか。

**○金田国務大臣** 委員の御質問は、私はそのとお

りになるかと考えます。

○階委員 そのとおりということは、結局、検挙された後でテロの計画を撤回したり謝罪したからといって無罪にはならないということなんですね。

私が何を言いたいかというと、一般市民は、集まってテロ行為の計画をすれば、直ちに検挙されて処罰される危険があり、一旦検挙されれば、計画を撤回して謝罪しても無罪にはならないということなのです。

他方で、法務大臣は、国会の言論を封じ込める、事実上のテロ等準備行為ともいべき行動をとつたにもかかわらず、文書を撤回して謝罪すれば問題ないというのは矛盾しているのではないのでしょうか。

○金田国務大臣 テロ等準備罪についての御質問の一つだろうというふうに思います。

私どもが現在検討しておりますテロ等準備罪、この呼称でございますが、この中身につきましては、まず組織的犯罪集団があつて、そして、その集団に属する者が実行準備行為を行ったという両方があつた場合に対象となるように検討を進めておりますので、私のケースと同じように比較して議論されるのは、答弁はしかねる部分でございます。

○階委員 今、組織的犯罪集団と言いましたけれども、その定義もはっきりしない。それも外延が明らかになっていないんですよ。共謀罪のマイナスイ面は、そうした、一般市民が集まって犯罪を計画、企図したら、捜査や処罰の対象にもなりかねないということであつて、社会的地位も生活環境

も一変してしまふリスクがあるということなんですね。（発言する者あり）ないよと言うんだつたら定義を示してください。定義が示されていないから、こういう指摘をするんです。（発言する者あり）

○浜田委員長 静粛に願います。与党、静粛に。

○階委員 そして、法務大臣は、このような共謀罪を最大で六百以上も一挙に設けようとしているわけです。その職責の重さを自覚すれば、国会に対する事実上のテロ等準備行為ともいべき行動について、文書の撤回や謝罪だけで事態を収束させることはできないはずではないですか。お答えください。

○金田国務大臣 階委員の御指摘は、法務委員会でも多数いただいで、お聞きしておりますが、そのときは本当に、法律に通じたすばらしい御意見だなと思っておりますが、ただいまの御意見に對しましては、私はちよつと、私の頭脳というんでしようか、ちよつと対応できなくて申しわけありません。

○階委員 対応できなくて申しわけありませんというのちよつと趣旨が不明ですが、さらに申し上げます。（発言する者あり）

○浜田委員長 静かにしてもらえませんか。静粛に、静粛に。

○階委員 さらに申し上げますと、この反論文書この資料二ページ目ですけれども、三段落目に「しかも、」というくだりがありますけれども、ここで引用している部分、かぎ括弧内を読むと、「専門的知識を有し、法案作成の責任者でもある政

府参考人（刑事局長）も加わつて充実した議論を行うことが、審議の実を高め、国民の利益にもかなう」とあるわけですね。法務大臣が国会での説明責任を果たせず、資質に欠けることを自白しているようにも読めるくだりです。

この点から見ても、潔く身を引くべきと考えますが、いかがでしょうか。

○金田国務大臣 撤回したこの文書につきまして御質問をいただいております。

専門的知識を有し、成案を得た後に、法案作成の責任者でもある政府参考人、刑事局長も加わつて充実した議論を行うことが、審議の実を高め、国民の利益にもかなうものであると。

これは、法案提案者は、趣旨説明を行うのは誰かという御質問も先ほどございました。私、大臣の立場で行うつもりでおりますが、でもそこは、私は法務行政の責任者である、こういう全体の責任者である、このように自覚をいたしております。加えて、ここに書いてあります法案作成の責任者でもある政府参考人と申しますのは、階委員は既に御承知だとは思いますが、やはり法律作成事務の責任者である、そういう意味でここに記述をしておりますので、そのところを踏まえて御理解を賜ればありがたい、こういうふうに思っております。

○階委員 この反論文書の最終段落にも書かせていただいておりますが、今回の金田大臣の行動は、報道機関に対する不当な干渉ないし印象操作の意図をうかがわせるものだと思います。

大臣自身も、この資料でいいますと七ページ、

記者会見の七ページですけれども、五、六行目あたりにあるとおり、マスコミの皆さんを通じて、国会に対して、審議のテーマに注文をつけようとしていると受けとめられかねないものであったことを認められています。

言論の自由、報道の自由を初め、人権を擁護する立場にある法務大臣が、報道機関の報道の自由に干渉しようとした点においても、法務大臣として失格ではないでしょうか。お答えください。

**○金田国務大臣** ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げました、予算委員会が私これまで答弁してきたことを整理して、私どもの法務省におられる法曹記者クラブの皆様、時々、一緒にとりうではないんですけども、きょうの審議の説明というのを、連日審議をしていますので、聞かれることが多いのであります。そのときに、大臣はどういう理由でああいう説明をしたのかというふうに聞かれることがあります。そのときに、きょうはこういうことを申し上げたがあれは別のことを言うような、そういう大臣であってはいけないというふうに自分で思っております。それで常にメモをしておるんですが、そのメモを整理したのがその紙だったということでございます。

そして、ただ、先ほどの質問にその上でお答えをいたしますが、マスコミを通じまして、国会に対し、審議テーマなどに注文をつけるといったような意図は全くなかったものであります。

**○階委員** きょう我々がヒアリングしたときに、

担当の秘書課長さんが、こういう文書を配ったことは今まで一度もないと言っていました。レクが突如開かれるというのも異例のことだと言っていました。何か今の大臣のお言葉は、ちよつと信憑性に欠けるなと思います。

それから、今るる申し上げてまいりましたけれども、私は三点、法務大臣として問題があるということを指摘しました。一つは、国会の行政府への監視機能を奪い、国会の存在意義を失わしめるという意味において、国会に対する事実上のテロ等準備行為を行ったということ。二つ目は、国会で説明責任を果たすという法務大臣の資質を欠くことを自白したこと。そして三つ目は、人権を守る立場でありながら、報道の自由に介入しようとしたこと。

以上、三点において、法務大臣として失格であり、直ちに辞任すべきと考えますが、大臣、いかがですか。

**○金田国務大臣** 階委員からの御質問であります。

私は、ただいまの三点につきましては、何度もし申し上げて恐縮な場合がございますが、国会に対して、その審議のあり方を示唆するような、受けとめられかねないことになったことは非常に不適切だということ、直ちに撤回をさせていただきます。そして、加えまして、先ほど申しましたように、マスコミを通じて国会に対して審議テーマに注文をつけるといったような意図も全くありませんでした。これは御理解いただけるかなという思いで先ほど心情を申し上げたんですが、やはり、記者がたくさんいらつしやいます。で

も、毎日審議が行われておりますこのテロ等準備罪の、このテーマについていろいろな質問を受けるときに、各皆さんが、私が答弁したことに對しまして、やはり、疑義もあるでしょう、でも、いろいろな思いを持って自由に質問していただいたときに、私の答えが違つたりしますと申しわけありません。

したがって、私は、自分で発言をしたことの中身をしたためておりました。それを、私の、法務省の中の方がブリーフィングをするときに、その手持ちというか補助資料としてそれを使つたということでございます。それは、私もそのことについて知つた時点でそれを撤回させていただいた、こういうことであると改めて申し上げておきます。

**○階委員** 何ですか、今のは。今のは何ですか。今のはオーケーマークを出したんですか。何ですか。

私は、今の大臣の答弁は全く説得力を欠くものだったと思います。このままでは、この委員会で大いに質問を続けることができないのではないかと思います。

もう一度繰り返しますけれども、大臣は、今まさに、今までの法体系、刑法体系を変えるような一挙に六百以上も共謀罪を設ける、テロ等準備罪とおっしゃっていますけれども、等は何なのか、準備行為は何なのか、組織的犯罪集団は何なのか、検討中、検討中で概念の外延もはっきりしない。そういう中で、印象操作をして、肝心なことは私たちに答えない、質問しようとする、それを控える、とんでもない話だと思えますよ。みずから

の胸に手をしっかり当てて、去就を判断していただきます。と思います。

質問を終わります。

○**浜田委員長** これにて階君の質疑は終了いたしました。